

別紙⑤-2 配置図（豊実保育園）

※保育園、豊実体育館、多目的交流施設の敷地について

事業予定地及び豊実体育館の土地は鳥取市所有であり、保育園敷地の設定に当たっては豊実体育館及び多目的交流施設それぞれの敷地において接道義務を満たすこと。

